

恵庭市政記者クラブ提供資料

平成 30 年 6 月 25 日提供

問い合わせ先

担当課 恵庭市総務部財務室税務課 内 1410

平成 30 年度 市・道民税の入力漏れについて

市民の皆さまの確定申告を基に「市・道民税」を決定しているところでありますが、申告データの入力漏れがあり、49 名の方に本来の税額と異なる額で通知書を発付した事案が発生しました。

今回の事案に対しましては、恵庭市の信頼を損なうものであり、市民の皆様に対しまして、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止の徹底に努めて参ります。

1. 概 要

(1)判 明

平成 30 年 6 月 20 日(水) 午前 10 時頃 窓口にて市・道民税に申告した損失分の額が反映されていないとの問い合わせがあり、調査の結果、入力処理がなされていないことが判明。

(2)対象者等

入力漏れ対象者数は49名。

市・道民税だけでなく国保、後期、介護にも影響を及ぼしている。

	対象者数	内重複数	税 額 等(円)
増額	10	6	1,700,000
減額	15	4	-1,156,800
増減両方	1	1	-88,600
変更無	23		
合計	49	11	454600

(3)経 過

申告資料の入力に関しては、4 月 6 日(金)税務署よりデータを受け取り、4 月 9 日(月)処理業者に引き渡し入力業務を行っている。

業者より 4 月 11 日(水)にデータの返戻があったが、その際、全て入力済なのか確認を怠ったため、データの一部が入力されていないことに気付かず賦課作業を行い、6 月 11(月)に納税通知書を発付いたしました。

6 月 20 日(水)窓口で問い合わせがあり、税務署にデータ送付の有無確認等、原因調査を行った結果、入力漏れがあったことから、49 名分の市・道民税の税額の訂正を行いました。

6 月 21 日(木)、市・道民税のデータを活用する部署と情報共有し、入力漏れ対象者を洗い出し、上記税額等の影響が判明しました。

(4)原 因

入力業者から返戻される申告書を受け取る際、入力済、入力不可の確認を怠っていた。
例年業務であるが処理の情報共有と確認作業がなされていなかったのが要因。

2. 今後の対応

(1)

対象者には税務課及び関係部署と一緒にお詫びに伺います。

(2)

税額等の訂正者に対し関係部署と連携し、直接お詫びに伺うとともに再発防止策として以下を早急に行います。

(1)チェック体制の厳格化を図る。

(2)委託業務内容を見直し改善を図る。